



2026年4月8日

各位

上場会社名 株式会社ビーアールホールディングス  
代表者 代表取締役社長 山根 隆志  
(コード番号：1726、東証プライム市場)  
問合せ責任者 取締役管理本部長 ト部 穰  
(TEL 082-261-2860)

## 株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議において、2026年5月15日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026年5月15日から2026年5月31日まで整理銘柄に指定された後、2026年6月1日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

### 記

#### I. 株式併合について

##### 1. 株式併合の目的及び理由

当社が2026年2月4日に公表した「株式会社横河ブリッジホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、株式会社横河ブリッジホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式を非公開化することを目的として、当社株式の全て（ただし、本新株予約権（注1）の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社株式及び本新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。

（注1）「本新株予約権」とは、下記①から③までの新株予約権を総称していいます。

①2015年6月25日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された第1回新株予約権  
（行使期間は2015年7月28日から2045年7月27日まで）

②2016年6月24日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された第2回新株予約権

(行使期間は2016年7月22日から2046年7月21日まで)

③2017年6月23日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された第3回新株予約権

(行使期間は2017年7月25日から2047年7月24日まで)

その後、当社が2026年3月24日に公表した「株式会社横河ブリッジホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、2026年2月5日から2026年3月23日まで本公開買付けを実施した結果、2026年3月30日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、当社株式36,026,555株(所有割合(注2):79.14%)を保有するに至りました。

(注2)「所有割合」とは、当社が2025年11月12日に提出した第24期半期報告書に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数(45,795,000株)に、同日現在残存する本新株予約権(1,360個)の目的となる当社株式の数(272,000株)を加算した株式数(46,067,000株)から、当社が2025年11月7日に公表した「2026年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年9月30日現在の当社が所有する自己株式数(522,372株)及び2025年12月15日に当社の前代表取締役社長であり現在は故人である藤田公康氏(以下「藤田氏」といいます。)が当社の取締役を退任したことにより当社が譲渡制限付株式報酬として当社の取締役、当社の子会社の取締役又は当社の社員持株会に付与された当社の譲渡制限付株式に係る割当契約書の規定に基づき無償取得した譲渡制限付株式数(20,000株)を控除した株式数(45,524,628株、以下「本基準株式数」といいます。)に係る議決権数(455,246個)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

本公開買付け及び当社の株主を公開買付者のみとするための当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を含む本取引の目的及び背景の詳細は、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしたとおりですが、以下に改めてその概要を申し上げます。なお、以下の記載のうち公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

#### (i) 公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社及び建設業界を取り巻く事業環境が大きく変化する中、当社グループ(持株会社としてグループ内子会社の経営管理及び当社が保有する不動産の賃貸管理を行う当社及び連結子会社5社(極東興和株式会社、東日本コンクリート株式会社、豊工業株式会社、キョクトウ高宮株式会社及びケイ・エヌ情報システム株式会社)の計6社で構成される当社のグループをいいます。以下同じです。)が目指す長期ビジョンである「Br. VISION 2030」の実現及び当社の持続的な成長を実現するためには、外部の経営資源を活用し、事業基盤を強化することが不可欠であるとの認識を有しておりました。その背景として、事業規模の拡大及び競争力の強化を目的として、企業価

値向上に資するパートナー企業との協業の可能性を設立時より経営戦略の一つの選択肢として模索を続けておりましたが、当社の財務状況や事業シナジー、経営統合リスク等の観点から最終的に実行には至らなかった経緯がありました。こうした状況の中、2025年10月3日に、公開買付者と当社の経営陣が面談を実施する機会を得ました。この面談において、公開買付者より当社とのアライアンスに関する前向きな意向が示され、以降、両社間で協議を重ねてまいりました。

その後、当社は、2025年11月14日に、公開買付者から、本公開買付けを通じた当社株式の非公開化等に関する意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を受領し、2025年11月21日開催の当社取締役会において、当社の中長期的な企業価値向上の観点から、本意向表明書の内容につき真摯な検討を行うことを決定いたしました。また、当社は、本取引に向けた検討を本格化させるため、2025年11月21日に公開買付者及び当社（以下、総称して「公開買付関連当事者」といいます。）及び本取引の成否のいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、同じく公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、それぞれ選任いたしました。

また、当社は、本取引の検討を進めるに際して、本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注3）や支配株主との取引等には該当しないものの、当社の取締役会の過半数が社外取締役でないこと、また、本取引においてキャッシュアウトによる当社株式の非公開化が予定されており、取引条件の適正さが株主利益にとって特に重要になることを踏まえて、上場会社である当社における本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立すること等を目的に、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2025年11月21日開催の当社取締役会により、公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立した、いずれも当社の独立社外取締役である佐上芳春氏（当社独立社外取締役（監査等委員）、株式会社ジェイ・エム・エス社外取締役（監査等委員）、三浦房紀氏（当社独立社外取締役（監査等委員）、山口大学名誉教授、インドネシア国立大学ウダヤナ大学客員教授、有限会社山口ティー・エル・オー代表取締役、山口大学大学研究推進機構教授（特命）、アジア防災センターセンター長）及び野曾原悦子氏（当社独立社外取締役（監査等委員）、広島総合法律会計事務所弁護士、広島県収用委員会会長、広島高速道路公社理事（非常勤））によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置いたしました。なお、本特別委員会の委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。また、当社は、上記2025年11月21日開催の当社取締役会において、本特別委員会の設置にあたり、(a)本取引の取引条件等に関する当社による交渉について事前に方針

を確認し、適時にその状況の報告を受け、意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて自ら直接交渉を行う権限、(b)特別委員会が必要と認める場合、当社の費用負担において、特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを選任し助言を求める権限、(c)当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを承認（事後承認を含む。）する権限、(d)当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーに専門的助言を求める権限、(e)当社の役職員から、本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領する権限（特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限を含む。）を付与することを決議いたしました。なお、当社取締役会は、本特別委員会への諮問にあたり、本取引に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重し、とりわけ本特別委員会が本取引の目的が合理的でない又は取引条件が妥当でないと判断した場合は、本取引の実施を承認しないことを決議しております。

（注3）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

また、本特別委員会は、2025年12月5日に開催された第1回の本特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券について、並びに当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認いたしました。

なお、当社の取締役全9名（藤田氏を含みます。）のうち、藤田氏は、公開買付者より、藤田氏との間で藤田氏が所有する当社株式及び本新株予約権について本公開買付に応募する旨の応募契約を締結する意向が示されていたことから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保するため、藤田氏が2025年12月15日に当社の取締役を退任するまでの間、上記の取締役会における審議及び決議を含む、本取引に関連した当社取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

#### （ii）検討・交渉の経緯

当社は、上記の検討体制を整備した上で、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及び野村證券の助言を受けながら、本取引の実行の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行うとともに、公開買付者との間で複数回に亘る協議・交渉を行いました。

具体的には、当社は、2026年1月14日に、公開買付者より、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を420円（提案日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値358円に対して17.32%のプレミアムを加えた価格）、本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの

買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）を当社株式1株当たり買付価格から、新株予約権の行使価額（1円）を控除した金額に、新株予約権1個当たりの当社株式数（200株）を乗じた83,800円とすることを含む本取引の諸条件に関する提案書（以下「第1回提案」といいます。）を受領いたしました。当社及び本特別委員会は、第1回提案を受けて、公開買付者に対し、2026年1月16日付で、第1回提案における本公開買付価格は、過去の同種の完全子会社化事例における一般的なプレミアムの水準に照らして十分な水準にあると評価できないこと、また、当社が作成した2026年3月期（2025年12月以降）から2031年3月期までの6期分の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）を基に合理的な前提を置いてディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）により評価される当社理論株価に照らして十分な価格であると評価できないことから、当社の少数株主の利益が十分に配慮された水準であるとは考えられないとして、本公開買付価格の再考を要請いたしました。

その後、当社は、2026年1月20日に、公開買付者より、本公開買付価格を460円（提案日の前営業日である2026年1月19日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値362円に対して27.07%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を当社株式1株当たり買付価格から、新株予約権の行使価額（1円）を控除した金額に、新株予約権1個当たりの当社株式数（200株）を乗じた91,800円とすることを含む本取引の諸条件に関する提案（以下「第2回提案」といいます。）を受領いたしました。当社及び本特別委員会は、第2回提案を受けて、2026年1月21日付で、公開買付者に対し、第2回提案における本公開買付価格は、過去の同種の完全子会社化事例における一般的なプレミアムの水準に照らして十分な水準にあると評価できないこと、また、本事業計画を基に合理的な前提を置いてDCF法により評価される当社理論株価に照らして十分な価格であると評価できないこと、さらに、当社の少数株主のこれまでの当社に対する中長期的な成長可能性の期待を勘案すると、少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと考えている旨を回答し、本公開買付価格の再考を要請いたしました。

その後、当社は、2026年1月23日に、公開買付者より、本公開買付価格を480円（提案日の前営業日である2026年1月22日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値359円に対して33.70%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を当社株式1株当たり買付価格から、新株予約権の行使価額（1円）を控除した金額に、新株予約権1個当たりの当社株式数（200株）を乗じた95,800円とすることを含む本取引の諸条件に関する提案（以下「第3回提案」といいます。）を受領いたしました。当社及び本特別委員会は、第3回提案を受けて、2026年1月26日付で、公開買付者に対し、第3回提案における本公開買付価格は、過去の同種の完全子会社化事例における一般的なプレミアムの水準に照らして十分な水準にあると評価できないこと、また、本事業計画を基に合理的な前提を置いてDCF法により評価される当社理論株価に照らして十分な価格であると評価できないこと、さらに、当社の少数株主のこれまでの当社に対する中長期的な成長可能性の期待を勘案すると、依然として少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと考えている旨を回答し、本公開買付価格の再考を要請いたしました。

その後、当社は、2026年1月27日に、公開買付者より、本公開買付価格を490円（提案日の前営業日である2026年1月26日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値354

円に対し 38.42%のプレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を当社株式 1 株当たり買付価格から、新株予約権の行使価額 (1 円) を控除した金額に、新株予約権 1 個当たりの当社株式数 (200 株) を乗じた 97,800 円とすることを含む本取引の諸条件に関する提案 (以下「第 4 回提案」といいます。) を受領いたしました。当社は、第 4 回提案を受けて、2026 年 1 月 29 日に公開買付者との面談を実施し、第 4 回提案における本公開買付価格は、過去の同種の完全子会社化事例における一般的なプレミアムの水準に照らして十分な水準にあると評価できないこと、また、本事業計画を基に合理的な前提を置いて DCF 法により評価される当社理論株価に照らして十分な価格であると評価できないこと、さらに、当社の少数株主のこれまでの当社に対する中長期的な成長可能性の期待を勘案すると、依然として少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと考えている旨を回答しました。また、当社及び本特別委員会は、当該面談を踏まえて、2026 年 1 月 30 日付で、公開買付者に対し、本公開買付価格の再考を要請いたしました。

その後、当社は、2026 年 1 月 30 日に、公開買付者より、本公開買付価格を 530 円 (提案日の前営業日である 2026 年 1 月 29 日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 350 円に対し 51.43%のプレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を当社株式 1 株当たり買付価格から、新株予約権の行使価額 (1 円) を控除した金額に、新株予約権 1 個当たりの当社株式数 (200 株) を乗じた 105,800 円とすることを含む本取引の諸条件に関する提案 (以下「最終提案」といいます。) を受領いたしました。当社は、最終提案を受けて、2026 年 2 月 2 日に公開買付者と面談を実施し、最終提案における本公開買付価格の背景について説明を求めたところ、公開買付者からは、2026 年 1 月 29 日に実施された面談において、当社が、第 4 回提案における本公開買付価格は、過去の同種の完全子会社化事例における一般的なプレミアムの水準に照らして十分な水準にあると評価できないこと、また、本事業計画を基に合理的な前提を置いて DCF 法により評価される当社理論株価に照らして十分な価格であると評価できないこと、さらに、当社の少数株主のこれまでの当社に対する中長期的な成長可能性の期待を勘案すると、依然として少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと考えている旨の回答を行ったことを踏まえ、公開買付者で再考の上、改めて提案を行ったものとの説明を受けました。

その後、最終提案及び当該面談で確認した公開買付者の見解を踏まえ検討した結果、当社及び本特別委員会は、2026 年 2 月 3 日付で、公開買付者に対して、最終提案における本公開買付価格に応諾する旨を連絡いたしました。

以上の検討・交渉過程において、当社は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から、2026 年 2 月 4 日付で、答申書 (以下「本答申書」といいます。) の提出を受けております (本答申書の概要については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(iii) 判断内容」をご参照ください。)。その上で、当社は、2026 年 2 月 4 日開催の当社取締役会において、アンダーソン・毛

利・友常法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに2026年2月3日付で野村證券から提出を受けた当社株式の価値算定結果に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村證券）」といいます。）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当・公正なものか否かについて、慎重に協議・検討を行いました。その結果、以下のようなシナジーを見込むことができることから、当社としても、公開買付者による本公開買付けを含む本取引を通じた当社株式の非公開化が当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

当社は、本公開買付けが成立し、本取引が実行される場合には、公開買付者の子会社となることで、公開買付者グループ（公開買付者、連結子会社5社、持分法適用会社1社及び持分法を適用していない非連結子会社2社の9社で構成される公開買付者のグループをいいます。以下同じです。）が持つ様々なリソースを最大限に活用することが可能となり、以下の観点から、当社の企業価値の向上に資するものと考えております。

（i）公開買付者グループの資本基盤・ブランド活用による事業領域拡大

当社が公開買付者グループの一員となることで、公開買付者グループの資本基盤やブランド力の活用が可能となり、当社が新規事業の柱として位置づけている建築事業において、公開買付者グループが施工する案件に当社製品の活用が期待されます。また、床版取替工事を中心とした大規模更新・大規模修繕分野で公開買付者グループが保有する鋼橋に関する知見の活用により競争優位性強化を通じ、収益性向上が期待されます。さらに、当社は、公開買付者グループとの連携によって「鋼とPCの複合構造」の実現が可能となり、ハイブリッドケーソン（注4）・浮桟橋などの海洋構造物、鉄骨鉄筋コンクリート造、複合構造橋梁などといった新たな市場への展開も可能となり、長期的な事業領域の拡大につながるものと考えております。

（注4）「ハイブリッドケーソン」とは、鋼とコンクリートを含んだ複合構造物のことで、防波堤や岸壁の基礎及び地下構造物の基礎等に用いられます。

（ii）製造資本の共有による供給体制の構築

公開買付者グループは北海道・関東・近畿に8工場、当社は東北・静岡・広島・島根・大分に5工場を保有しており、両社が連携することで、全国をカバーする供給体制の構築が可能となります。これにより、輸送コストの低減や生産効率の向上が実現し、公開買付関連当事者における売上・利益向上のシナジー効果も期待されます。さらに、当社は、鋼部材やPC製品の内製化により価格交渉リスクの低減が可能となるほか、既存工場に「鋼とPCの複合製品」を追加することで、軽量化や長寿命化などの付加価値の創出ないしはコスト縮減によって、プレキャスト市場における競争力を拡大することができると見込んでおります。

（iii）製造販売機能の活用による販路拡大

公開買付者グループとの製造資本の連携による全国供給体制の構築に加え、公開買付者グループが保有する販売・施工代理店ネットワークを活用することで、当社製品の販路が飛躍的に拡大することが見込まれます。これにより、当社は、鋼とP Cの幅広い製品・サービスを組み合わせた提案型営業が可能となり、顧客への提供価値が向上することで、当社の製品販売事業の成長が大きく加速するものと考えております。

#### (iv) 技術開発・知的資本の融合

公開買付者グループは橋梁事業で培った高度な技術力を基盤に、エンジニアリング事業やシステム建築事業を展開しており、技術を事業化する実績を有しています。本取引により、「鋼とP Cの複合構造」に関する共同研究開発を進めることで、市場における差別化要素を創出し、競争優位性の確立が期待できます。この点は、当社が中期的な成長領域として掲げる建築事業の高度化にも寄与するものであり、当社は、技術戦略の観点からも高い親和性があると考えています。

また、公開買付者グループは鋼構造・複合構造に関する180件超の特許を有しており、当社もコンクリート関連の特許技術を有しており、これらの知的財産を相互活用することで、競争力のある工法・製品の開発や新たな市場への参入の加速が可能となります。加えて、当社は、公開買付者グループの総合技術研究所を活用した共同研究開発により、双方の技術力や知的資本が融合され、革新的な技術・製品の創出につながるとともに、当社単独では実現困難な研究開発体制を構築できるものと考えております。

なお、一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとしては、資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を実施できなくなることや、知名度や社会的信用力の向上といった上場会社として享受してきたメリットの喪失に伴い、従業員や取引先との関係、ブランド力へ影響を及ぼすこと等が挙げられます。しかしながら、当社は、当面の間、市場を通じたエクイティ・ファイナンスを実施する予定はなく、当社が公開買付者グループの一員となることで、強固な財務基盤の活用及びグループとしての信用力が向上することから、金融機関からの借入によって資金を確保することが可能であると考えております。さらに、従業員や取引先との関係、ブランド力への影響についても、公開買付者グループ及び当社グループは既に業界内において一定の知名度を確立しており、業界内における当社の社会的信用力や知名度は公開買付者グループに入ることで、むしろ高まることも想定されることから、当社株式の非公開化による従業員や取引先との関係、ブランド力への影響は限定的であり、当社株式の非公開化によるデメリットは限定的であると考えております。また、当社の既存株主との間で資本関係が消失することや公開買付者グループに含まれることによるディスシナジーやデメリットは特段生じないと考えております。

また、当社は以下の点等から、本公開買付価格である1株当たり530円は、当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するも

のであると判断いたしました。

- (a) 本公開買付価格は、当社において、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置が十分に講じられた上で、当社が公開買付者との間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること。
- (b) 本公開買付価格は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会から取得した本答申書において、妥当であると認められると判断されていること。
- (c) 本公開買付価格が、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の野村証券による当社株式に係る株式価値算定結果のうち、市場株価平均法により算定された当社株式の1株当たり株式価値のレンジの上限を上回っており、また類似会社比較法による算定結果のレンジの中央値を上回っていることとともに、DCF法により算定された当社株式の1株当たり株式価値のレンジの中央値近傍の水準であると認められること。
- (d) 本公開買付価格である1株当たり530円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年2月3日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値の354円に対して49.72%、同日までの過去1ヶ月間(2026年1月5日から2026年2月3日まで)の終値単純平均値356円(円未満を四捨五入しております。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して48.88%、同日までの過去3ヶ月間(2025年11月4日から2026年2月3日まで)の終値単純平均値341円に対して55.43%、同日までの過去6ヶ月間(2025年8月4日から2026年2月3日まで)の終値単純平均値342円に対して54.97%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であること。

当該プレミアムは、類似事例(注5)におけるプレミアム水準(公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値(47.14%)、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値(51.87%)、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値(51.08%)及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値(54.10%))との比較において、過去1ヶ月間の終値単純平均値については、類似事例の直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値を下回る数字ではあるものの、公表日の前営業日、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムについては、各参照期間の類似事例のプレミアムの中央値を上回っており、類似事例の水準に照らしても遜色なく、合理的な水準と考えられること。

(注5)直近のプレミアムの傾向を参照する観点から2023年1月1日以降に公表され、

2026年2月3日までに決済の開始日が到来している国内上場会社（投資法人を除きます。）の非公開化を目的とした公開買付け事例（上限が付されておらず、対象者の完全子会社化を企図した事例のうち、2026年2月3日までに買付者の特別関係者を含む議決権比率が20%未満の事例（ただし、公表日において対象者が公開買付けに対する賛同表明を決議していない事例、MBOに該当する事例、二段階公開買付けの事例、対抗提案があった事例、公表前営業日・直近1ヶ月間平均・直近3ヶ月間平均・直近6ヶ月間平均の全期間でプレミアムがマイナスとなっている事例を除きます。))をいいます。

同様に、本新株予約権買付価格についても、本公開買付価格と各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額に当該各本新株予約権1個の目的となる当社株式数を乗じた金額とし、本公開買付価格を基に算定されているものであるため、本公開買付けは、当社の本新株予約権者の皆様に対して合理的な本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、本取引が当社グループの企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格は当社の株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年2月4日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議の詳細は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑥当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

そして、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することができなかったことから、当社は、公開買付者からの要請を受け、本日付の当社取締役会において、当社の株主を公開買付者のみとするため、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、下記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「②併合比率」に記載の併合比率による本株式併合を実施することとし、本株式併合に関する議案を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

また、本取引の詳細につきましては、本意見表明プレスリリースも併せてご参照ください。

## 2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 本臨時株主総会の基準日公告日 | 2026年3月11日(水)     |
| 本臨時株主総会基準日     | 2026年3月31日(火)     |
| 取締役会決議日        | 2026年4月8日(水)      |
| 本臨時株主総会開催日     | 2026年5月15日(金)(予定) |
| 整理銘柄指定日        | 2026年5月15日(金)(予定) |
| 当社株式の最終売買日     | 2026年5月29日(金)(予定) |
| 当社株式の上場廃止日     | 2026年6月1日(月)(予定)  |
| 本株式併合の効力発生日    | 2026年6月3日(水)(予定)  |

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合比率

当社株式について、20,000,000株を1株に併合いたします。

③減少する発行済株式総数

44,368,996株

④効力発生前における発行済株式総数

44,368,998株

(注6) 効力発生前における発行済株式総数は、2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数(45,795,000株)から、当社が本日付の当社取締役会においてその消却を決議し、2026年6月2日付で消却される予定の自己株式の数(1,426,002株)を除いた株式数です。なお、当該自己株式の数(1,426,002株)は、2026年3月31日時点で当社が所有する全ての自己株式の数(402,402株)に、当社が今後自己株式として無償取得を行う予定の当社の取締役、当社の子会社の取締役に付与された譲渡制限付株式の数(1,023,600株)を加えた株式数です。

⑤効力発生後における発行済株式総数

2株

⑥効力発生日における発行可能株式総数

8株

⑦1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込

まれる金銭の額

(a) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合により生じる 1 株に満たない端数について、端数が生じた当社の株主の皆様に対して、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（会社法第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する数の当社株式を売却すること等によって得られる金銭を交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が 2026 年 6 月 1 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買取人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前営業日である 2026 年 6 月 2 日の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である 530 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

株式会社横河ブリッジホールディングス（公開買付者）

(c) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を含む本取引の実行に係る資金を、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）からの合計 25,000 百万円を限度とした借入（以下「本銀行融資」といいます。）により賄う予定とのことです。当社は、本取引の実行手続において、本銀行融資に係る融資証明書等を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しておりま

す。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026年6月中旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年7月上旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2026年8月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを予定しております。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年6月2日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

公開買付者が本公開買付けの実施を決定した2026年2月4日現在、公開買付者は当社株式及び本新株予約権を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)にも該当いたしません。

もっとも、本公開買付けが当社株式を非公開化することを前提として行われることから、公開買付関連当事者は、本取引の公正性を担保するとともに、本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、意思決定の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避すべく、下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じております。

② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数の処理により株主の皆様へに交付することが見込まれる金銭の額は、上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」の「(a) 会社法第235条第1項又は

同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」に記載のとおり、2026年6月2日の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である530円を乗じた金額となる予定です。

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本取引が当社グループの企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格は当社の株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年2月4日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

また、当社は、その後、本臨時株主総会の招集を決定した本日に至るまでに、本公開買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、本株式併合により生じる端数の処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

③当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(a) 本公開買付け

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、2026年2月5日から2026年3月23日までを公開買付期間とする本公開買付けを行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2026年3月30日をもって、当社株式36,026,555株（所有割合79.14%）を所有するに至りました。

(b) 自己株式の消却

当社は、本日付の取締役会決議において、2026年6月2日付で当社の自己株式1,426,002株（2026年3月31日時点で当社が所有する全ての自己株式の数（402,402株）に、当社が今後自己株式として無償取得を行う予定の当社の取締役、当社の子会社の取締役に付与された譲渡制限付株式の数（1,023,600株）を加えた株式数）を消却することを決議いたしました。

なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は44,368,998株となります。

(2) 上場廃止となる見込み

①上場廃止

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、当社株式を非公開化し、最終的に当社の株主を公開買付者のみとするため、本臨時株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件として、本株式併合を実施し、その結果、当社株式は東京証券取引所にお

ける上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

日程といたしましては、2026年5月15日から2026年5月31日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年6月1日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

## ②上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本取引を通じて当社株式を非公開化することが、当社グループの企業価値の向上に資するものであるとの判断したためです。

## ③少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社は2026年2月4日付で、本特別委員会より、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものでない旨を内容とする本答申書を取得しております。

## (3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者が本公開買付けの実施を決定した2026年2月4日現在、公開買付者は当社株式及び本新株予約権を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)にも該当いたしません。

もっとも、本公開買付けが当社株式を非公開化することを前提として行われることから、公開買付関連当事者は、本取引の公正性を担保するとともに、本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、意思決定の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避すべく、それぞれ以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

### ①公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、みずほ証券は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。公開買付者がみずほ証券から取得した当社の株式価値に関する算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②公開買付者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

#### ②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である、野村證券に対して、当社株式の価値算定を依頼し、2026年2月3日付で野村證券より本株式価値算定書（野村證券）を取得しました。なお、野村證券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。なお、本取引に係る野村證券の報酬は、本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非も勘案の上、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断し、上記報酬体系により野村證券を当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定いたしました。また、本特別委員会は、2025年12月5日に開催された第1回の特別委員会において、野村證券の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しております。本株式価値算定書（野村證券）の概要は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

#### ③当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定の過程及び方法その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るアンダーソン・毛利・友常法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、本特別委員会は、2025年12月5日に開催された第1回の特別委員会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして承認しております。

#### ④当社における独立した検討体制の構築

当社は、本取引に関する当社取締役の意思決定過程の透明性及び合理性を確保するために、

上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(i) 公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2025年11月14日に、公開買付者より本意向表明書を受領して以降、本取引に関する検討（当社株式の価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに公開買付者との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、そのメンバーは、公開買付者からの独立性が認められる当社の役職員6名（うち取締役4名（山根隆志氏、石井一生氏、末竹一春氏、卜部穰氏））のみで構成されるものとし、かかる取扱いを継続しております。なお、当該プロジェクトチームには藤田氏は含まれておりません。

また、当社の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、2025年12月5日に開催された第1回の特別委員会において、確認を行っております。

#### ⑤当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

##### (i) 設置等の経緯

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本取引の意思決定の過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保することを目的として、2025年11月21日開催の当社取締役会において、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立した、いずれも当社の独立社外取締役である佐上芳春氏（当社独立社外取締役（監査等委員）、株式会社ジェイ・エム・エス社外取締役（監査等委員）、三浦房紀氏（当社独立社外取締役（監査等委員）、山口大学名誉教授、インドネシア国立大学ウダヤナ大学客員教授、有限会社山口ティール・エル・オー代表取締役、山口大学大学研究推進機構教授（特命）、アジア防災センターセンター長）及び野曾原悦子氏（当社独立社外取締役（監査等委員）、広島総合法律会計事務所弁護士、広島県収用委員会会長、広島高速道路公社理事（非常勤））によって構成される本特別委員会を設置することを決議いたしました。委員による互選の結果、佐上芳春氏が本特別委員会の委員長に選任されております。また、本特別委員会の委員は設置当初から変更されておりません。

なお、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず、固定額の報酬とされており、本取引の成否等を条件に支払われる成功報酬は採用しておりません。

その上で、当社取締役会は、本特別委員会に対して、①本取引の目的は合理的か（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、②本取引の条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか、③本取引に係る手続の公正性は確保されているか、④上記①から③を踏まえ、当社取締役会による本取引を行うことについての決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるか、⑤当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨することの是非（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての答申書を当社に提出することを委嘱い

たしました。

また、当社取締役会は、本特別委員会に対して、(a)本取引の取引条件等に関する当社による交渉について事前の方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて自ら直接交渉を行う権限、(b)特別委員会が必要と認める場合、当社の費用負担において、特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー、第三者評価機関及びリーガル・アドバイザーを選任し助言を求める権限、(c)当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを承認（事後承認を含む。）する権限、(d)当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーに専門的助言を求める権限、(e)当社の役職員から、本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領する権限（特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限を含む。）を付与することを決議いたしました。なお、当社取締役会は、本特別委員会への諮問にあたり、本取引に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重し、とりわけ本特別委員会が本取引の目的が合理的でない又は取引条件が妥当でないと判断した場合は、本取引の実施を承認しないことを決議しております。

## （ii）検討の経緯

本特別委員会は、2025年12月5日より2026年2月3日までの間に合計12回、合計約15時間にわたって開催され、本諮問事項についての協議及び検討が行われたほか、各会合間においても電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行うなどして、本諮問事項についての協議・検討が行われました。

具体的には、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、公開買付関連当事者のいずれの関連当事者にも該当しないこと、及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認し、また、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認いたしました。併せて、本特別委員会は、当社が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性の観点から問題がないことを確認しております。

また、本特別委員会は、公開買付者に対し、本取引の検討に至った経緯、意義・目的、本取引のストラクチャー・条件、実施時期・方法、本取引後の経営体制・経営方針・従業員の処遇等について質問事項を提示し、公開買付者よりその回答を受領した上で、当該回答に関してインタビュー形式で質疑応答を実施しました。さらに、当社の経営陣や担当者に対して本特別委員会への出席を求め、取引の検討に至った経緯、意義・目的、本取引のストラクチャー・条件、実施時期・方法、本取引後の経営体制・経営方針・従業員の処遇等について質問事項を提示し、当社よりその回答を受領した上で、インタビュー形式により質疑応答を实

施しました。

加えて、本特別委員会は、当社から本事業計画の説明を受け、質疑応答を行った上で本事業計画の合理性について確認を行い、その上で当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村証券から、当社株式の価値算定に係る算定手法及び結果に関する説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、その合理性を確認しております。また、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、当社における本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての法的留意点に関して説明を受け、検討を行いました。

さらに、本特別委員会は、公開買付者との交渉について、随時、当社及び野村証券から受けた報告も踏まえて審議・検討を行い、本公開買付けの条件や当社としての本取引の意義・目的を達するために公開買付者との間で協議すべき事項について意見を述べることにより、本公開買付け価格を含む本取引に関する取引条件に関する交渉過程等の重要な局面において実質的に関与しております。

### (iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた助言の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2026年2月4日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で大要以下の内容の答申書を提出しております。

(a) 本取引の目的は合理的か（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

以下の点を総合的に考慮すると、本取引は企業価値の向上に資するものであって、その目的は合理的と認められる。

- ・当社から説明を受けた、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の内容の当社による事業環境及び経営課題の認識については、矛盾した点や明らかに客観的事実に反している点はない。したがって、上記事業環境及び経営課題に寄与する方策（M&Aを含むがこれに限られない。）を講じることは、個別に当該方策に係るリスクや当該方策に伴うデメリットを勘案する必要はあるものの、一般論としては当社の企業価値の向上に資するものであると考えることができる。
- ・公開買付者としては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本取引により、①公開買付者グループの資本基盤・ブランド力の利用、②公開買付者グループに参画することによる、中長期的かつ大規模な成長投資の実施、③営業情報の共有及び機材の共通利用や集中調達によるコスト縮減や総合的な競争優位性を確保、④技術開発力及び知的資本の相互利用等のシナジーが実現できると考えている。

- ・他方、当社としても、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、①公開買付者グループの資本基盤・ブランド活用による事業領域の拡大、②製造資本の共有による供給体制の構築に伴う売上・利益の向上、③製造販売機能の活用による販路拡大に伴う当社の製品販売事業の成長、④技術開発・知的資本の融合による競争優位性の確保及び研究開発体制の構築等のシナジーが実現できると考えている。
- ・公開買付者は、当社の上場維持を前提とするか、完全子会社化を前提とするかについても慎重に検討したが、上場を維持した取引とした場合、親子上場の状態となることが想定されるが、親子上場の状態は、公開買付者の連結利益と当社の少数株主の利益との間で常に潜在的な利益相反を生じさせると考えている。また、公開買付者は、特に、シナジー実現に向けたグループ内取引や事業再編時において、少数株主の利益保護のための高いガバナンス上の制約が生じ、当該制約が迅速な意思決定を阻害し、シナジーの早期実現を達成できなくなると考えている。加えて、公開買付者は、親子上場の状態とすることで、上場維持に要するコストが二重に発生し、非上場化により享受できる恒久的なコスト削減効果（IR・上場維持関連費用の削減）を享受することができず、企業価値向上の機会を逸失してしまうと考えている。公開買付者は、本取引によって、当社を完全子会社化することで、上記のような上場企業としての独立した株主に対する説明責任やガバナンス上の制約が解消されることに加え、グループ内における顧客、技術情報等の機密情報の共有や、統合施策の実施が迅速かつ制約なく可能となるほか、グループの経営資源を相互に迅速かつ柔軟に投入することが可能になり、当社の経営課題の解消と企業価値向上を強力に推進できると考えている。また、公開買付者によれば、株式対価の組織再編行為としては株式交換が考えられるが、本取引の確実性及び当社の企業価値向上という観点から、現金対価が望ましいと考えている。
- ・他方、本取引による当社におけるデメリットとして、当社の事業について、①本取引後における株式譲渡や会社分割、事業譲渡等によるカーブアウト、又は、子会社の解散、事業の廃止等の有無、②本取引後の人員削減の有無・既存従業員への悪影響（インセンティブ報酬の導入を含む。）、③本取引に伴う資金調達及び人材採用への悪影響の有無、④コンプライアンス・ガバナンス体制に対する悪影響の有無及び⑤本取引後の取引先との関係性への悪影響の有無が問題となる。もともと、①については、本取引後、公開買付者は、当社グループに関して組織再編（グループの一部事業の譲渡・売却等を含む。）や重要な財産の処分又は譲受け、及び当社にて現在営んでいる事業の一部において撤退することを行う予定はない。また、②については、本取引後、公開買付者は、当社グループについて人員整理を検討する予定はなく、また、大規模な人事異動や従業員の処遇に関する不利益変更についても現状想定していない。本取引によるシナジーを早期に発揮するため、ジョブローテーションに伴う必要最小限の配置転換や、連携強化を目的とした役職員の出向・異動が発生する可能性は存在するもの

の、公開買付者は、当社の従業員にとって不利益とならないよう、当社の現行の人事制度を最大限維持したうえで、グループ間の人事制度との擦り合わせについて、本取引の終了後速やかに協議を進めると考えている。③については、公開買付者グループは金融機関との間で良好な信頼関係を築いており、公開買付者グループ全体として資金調達の懸念はないため、大きな悪影響を及ぼすことはなく、また、業界及び地域における公開買付者の認知度はほぼ確保されているため、採用活動への影響は限定的である。④についても、当社株式の非公開化後、当社において一般株主の目線が無くなることで、ガバナンス意識が低下する懸念が一般的にはあるものの、公開買付者は引き続き上場予定であり、本取引後も適切なガバナンス・コンプライアンス体制が維持されるよう取り組む予定である。⑤については、公開買付者と当社の事業領域及び製品には競合部分は少なく、本取引による特段のデメリットはない。

- ・以上の事実を前提にすれば、本取引により想定されるシナジーは合理的なものといえることができ、公開買付者の想定と当社の想定との間に矛盾・齟齬もなく、本取引の実行は、当社が認識する経営課題の解決に資することが認められる。また、他の手法によるのではなく、本取引によるべき理由として説明された内容も合理的なものであると認められ、本取引によることも相当であると考えられる。加えて、本取引による当社の企業価値向上に対する重大な支障となる事情として認められるものも見受けられない。したがって、本取引は企業価値の向上に資するものであって、その目的は合理的と認められる。

(b) 本取引の条件（本公開買付価格を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか

以下の点を総合的に考慮すると、本取引に係る取引条件（本公開買付価格を含む。）の公正性・妥当性は確保されていると認められる。

- ・本取引における本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の合意は、当社と公開買付者との間において、実質的にも独立当事者間に相当する客観的かつ整合性のある議論を踏まえた交渉の結果なされたものであることが推認され、合意プロセスの透明性や公正性を疑わせるような事情は見当たらない。
- ・具体的には、公開買付者による当初の提示額（1株当たり 420 円）を出発点として、当社が、野村証券から取得した暫定的な株式価値算定結果及び本特別委員会における審議・検討に基づく本特別委員会からの買付価格の引き上げ要請を踏まえ、野村証券の助言を受けながら公開買付者と交渉を重ねた結果、公開買付者から、4度にわたり買付価格を引き上げる提案を引き出した上、最終的に本公開買付価格（1株当たり 530 円）での合意に至っている。その結果、最終的な本公開買付価格は、当初に公開買付者が提示した価格から相応の上積みがされており、当社として、少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して交渉がされたことが経緯として認められる。この点については、本新株予約権買付価格についても同様である。
- ・また、本事業計画は、2026年3月期から2031年3月期までの当社の財務予測として、本取引の実施を前提としないスタンドアローン・ベースで作成されている。本事業計

画は、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画に続くものとして当社が策定に着手しており、本取引に係る真摯な提案といえる2025年11月14日付の本意向表明書の受領前後で策定のプロセスに変更なく、当社において検討・作成が進められていたものであり、公開買付者又はそれらの関係者がその作成に関与し、又は影響を及ぼした事実は窺われない。また、当社は、公開買付者との交渉において、本事業計画について公開買付者に対して一定の説明を行っているが、公開買付者の指示により、又はその意を汲んで、策定又は修正が行われたという事実も窺われない。

- ・本特別委員会は、当社に対し、本特別委員会の開催期日において、本特別委員会に対して本事業計画の根拠等に関する詳細な説明を行うことを要請した。この要請に基づき、第3回及び第4回委員会において、当社から本特別委員会に対する説明の機会が設けられ、質疑応答が行われたが、その中では、本事業計画の修正を要する事情その他本事業計画の合理性に疑念を差し挟むべき事情は見当たらなかった。以上からすれば、本事業計画については、その策定プロセスに、公開買付者の圧力が介在した事実は認められず、また、その内容において不合理な予測となっている点は認められない。
- ・また、本公開買付価格の算定方法及び算定根拠については、野村證券が採用した評価手法のうち、市場株価平均法は、本取引の公表日の前営業日を基準日とし、基準日の終値並びに基準日の直近5営業日、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間のそれぞれの終値の単純平均値を基に株価を算出している。当社の株価推移については、特別な要因によると思われる重要な変動は存在せず、特段異常な動きはないことからみても、野村證券の算定における株価評価期間は適切であり、市場株価平均法による価格レンジは十分合理的なものであると判断される。
- ・類似会社比較法については、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を算定している。当該類似上場会社については、野村證券から、当社の認識及びマーケットからの評価も踏まえて選定されたものであること等について説明を受けており、当該説明に特に不合理な点はなく、当社の類似上場会社の各マルチプルを基に算出された価格レンジは十分合理的なものであると判断される。
- ・DCF法については、各算出要素において恣意的な数値の操作や不合理な前提条件の設定がなされた場合には、最終的な算定結果が大きく変動する可能性がある。かかる観点から、本ヒアリング等において、野村證券に対してその算定過程についての質問・確認を行ったが、DCF法で採用した各種算出根拠について、特段指摘すべき恣意的な数値の操作や不合理な前提条件の設定は見受けられなかった。
- ・以上のとおり、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の選択、並びにそれぞれの算定方法及び算定根拠について、いずれも不合理な点は見当たらず、本特別委員会は、当社株式の株式価値の検討に当たり、野村證券が作成した本株式価値算定書（野村證券）に依拠することができるものと評価した。そして、本公開買付価格は、(i)市場株価平均法により算定された当社株式の1株当たり株式価値のレンジの上限を上回り、(ii)類似会社比較法により算定された当社株式の1株当たり株式価値のレンジ

の上限を上回り、かつ、(iii)DCF法により算定された当社株式の1株当たり株式価値のレンジの中央値近傍の水準であると認められることから、少数株主にとって不利益ではない水準に達していると考えられる。

- ・また、本公開買付価格のプレミアムについては、類似事例のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値（47.14%）、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（51.87%）、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（51.08%）及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（54.10%））との比較において、過去1ヶ月間の終値単純平均値については、類似事例の直近1ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値を下回る水準であるものの、公表日の前営業日、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムについては、各参照期間の類似事例のプレミアムの中央値を上回っており、類似事例の水準に照らしても遜色なく、合理的な水準と認められる。
- ・なお、本公開買付価格はその価格の妥当性が否定される水準ではないと評価できるものと考えられるところ、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と各本新株予約権の行使価額との差額により算定されていることから、本新株予約権買付価格についてもその価格の妥当性が否定される水準ではないと評価できるものと考えられる。
- ・また、本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）としては、株式等売渡請求又は株式併合が予定されているところ、いずれの場合でも、当社の株主に対価として交付される金銭が、本公開買付価格に各株主の所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるように算定される予定とのことである。また、本公開買付けに応募しなかった本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本新株予約権者の所有していた本新株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付する予定であることも明らかにされている。

#### (c)本取引に係る手続の公正性は確保されているか

以下の点を総合的に考慮すると、本取引に係る手続の公正性は確保されていると認められる。

- ・本特別委員会は、当社より、本「⑤当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり の諮問を受けており、①2025年11月14日に公開買付者から本意向表明書を受領した後、同年11月21日に本特別委員会が設置され、2025年12月5日に第1回委員会が開催されており、買収者から買収提案を受けた後、可及的速やかに設置されていること、②本特別委員会の委員は独立社外取締役（監査等委員）3名で構成されており、各委員について、公開買付者及び本取引の成否から独立していることが確認されていること、③本特別委員会は、本取引の取引条件に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重

要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限を与えられており、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確認していること、④当社取締役会から、独自のアドバイザー等を選任し、又は、当社のアドバイザー等を本特別委員会のアドバイザー等として指名若しくは承認（事後承認を含む。）する権限、及び、当社のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がない等、本特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求める権限が与えられていること、⑤本特別委員会は、公開買付者に対して質問事項を送付し回答を得るほか、当社に対しても質問事項を送付し、当社の経営陣から説明を受け、また情報提供を求める等、検討及び判断に必要な情報を収集していること、⑥本特別委員会の委員の報酬は、一定の固定額となっており、成功報酬は採用していないこと、並びに⑦当社取締役会は、当社取締役会における本取引に関する意思決定は、本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、及び、本特別委員会が本公開買付けを含む本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、本公開買付けを含む本取引に賛同しないこととすることを決議している等から、公正性担保措置として有効に機能していると認められる。

- 当社によれば、当社取締役会においては、利害関係を有しない取締役8名（監査等委員である取締役4名を含む。）全員の一致により本公開買付けへの賛同意見表明並びに株主及び本新株予約権者への応募推奨が決議される予定である。なお、当社の前代表取締役社長であり現在は故人である藤田氏については、公開買付者より、藤田氏との間で藤田氏が所有する当社株式及び新株予約権について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結する意向が示されていたことから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、2025年12月15日に当社の取締役を退任するまでの間、上記取締役会における審議及び決議を含む、本取引に関連した当社取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していない。以上からすれば、当社における意思決定プロセスに、公正性に疑義のある点は見当たらない。
- 当社は、本取引に本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付関連当事者及び本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、特別委員会の設置や委員の選定、その他の公正性担保措置に係る助言を受けている。また、当社は、本公開買付価格の公正性を担保するために、公開買付者及び当社並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関である野村證券から、当社株式の1株当たりの株式価値に関する資料として本株式価値算定書（野村證券）を取得している。本株式価値算定書（野村證券）においては、上記(b)で詳述したように、複数の算定方法を採用しており、恣意的な価格の算定がされないよう配慮がされている。また、算定の前提となる本事業計画の作成に当たって、公開買付者及び当社の役職員による恣意的行動があつ

た事実は認められず、算定に当たって公正性を疑わせるような事情も見当たらない。なお、当社はフェアネス・オピニオンの取得はしていないが、M&A 指針でもフェアネス・オピニオンの取得は必須とされておらず、本取引は独立した当事者の間で行われるものであり、類型的に構造的な利益相反の問題が生じる取引ではないこと、他にとられる公正性担保措置を勘案すると、当社が本株式価値算定書（野村証券）をもとに本取引への賛同及び応募推奨の可否の判断をすることにも、公正性との関係で問題はないと考えられる。

- 公開買付期間は、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い、30 営業日とされることが予定されている。公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しており、対抗的な買付け等を行う機会が確保されているものと認められる。また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買取提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買取提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていない。したがって、本件では、公表後に他の潜在的な買取者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上で M&A を実施することによる、いわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されていると認められる。
- 本公開買付けにおける買付予定数の下限は、公開買付者らと利害関係を有さない当社の株主が所有する当社株式の数の過半数を上回るものとなる。すなわち、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、当社の少数株主の意思を重視したものとなっている。
- 本取引では、本特別委員会に付与された権限の内容、本特別委員会における検討経緯や公開買付者との取引条件の交渉過程への関与状況、本答申書の内容及び本特別委員会の委員の報酬体系等、本株式価値算定書（野村証券）の概要、本取引の実施に至るプロセスや交渉経緯等について充実した情報開示がなされる予定となっており、当社の株主等に対し、取引条件の妥当性等についての判断に資する重要な判断材料が提供されるものと認められる。
- 本スクイーズアウト手続では、株式等売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主に対価として交付される金銭が、本公開買付価格に各株主の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一になるように算定する予定であること、本公開買付けに応募しなかった本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本新株予約権者の所有していた本新株予約権 1 個当たりの対価として、本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付する予定であること、株式等売渡請求の場合は当社の株主及び本新株予約権者に裁判所に対する価格決定申立権が、株式併合の場合は当社の株主に株式買取請求権及びそれに伴う裁判所に対する価格決定申立権が、それぞれ確保されていることを踏まえると、強圧性が生じないように配慮がなされていると認められる。

(d) 上記(a)から(c)までを踏まえ、当社取締役会による本取引を行うことについての決定が、

当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるか

- ・本特別委員会としては、上記(a)乃至(c)において検討を要請されている事項が、本(d)を検討する際の考慮要素になるものと考えているところ、本特別委員会における検討の結果、上記(a)乃至(c)について、いずれも問題があるとは認められないことは、上記(a)乃至(c)において述べたとおりである。
- ・以上から、本特別委員会は、本取引を行うことの決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでないと思われ旨の意見を答申する。

(e)当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨することの是非

- ・本特別委員会としては、上記(a)乃至(d)において、本取引の目的の合理性、本取引に係る手続の公正性及び本取引に係る取引条件の妥当性が確認され、かつ、本取引を行うことの決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないことが確認されることにより、本(e)を是認する理由になるものとする。そして、本特別委員会における検討の結果、上記(a)乃至(d)について、いずれも問題があるとは認められないことは、上記(a)乃至(d)において述べたとおりである。
- ・以上から、当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことは相当であると認められる旨の意見を答申する。

⑥当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認

本公開買付けにおいて、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに本株式価値算定書（野村證券）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討しました。

その結果、当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2026年2月4日開催の当社取締役会において、当社の取締役全8名のうち、審議及び決議に参加した当社の利害関係を有しない取締役8名（監査等委員である取締役4名を含む。）の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

⑦本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付け期間を30営業日に設定しているとのこと。このように公開買付け期間を

法令に定められた最短期間と比較して長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しているとのことです。

また、公開買付関連当事者は、当社が対抗的買収提案者と接触を禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。

このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

#### ⑧マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) 条件を満たす下限の設定

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおける買付予定数の下限(29,659,800株、所有割合：65.15%)は、(i) 本応募合意(注7)に係る株式(合計7,157,800株、所有割合：15.72%)、並びに(ii) 本基準株式数(45,524,628株)から本応募合意に係る株式(合計7,157,800株、所有割合：15.72%)を控除した株式数(38,366,828株、所有割合：84.28%)の過半数に相当する株式数(19,183,414株、所有割合：42.14%)の合計株式数(26,341,214株、所有割合：57.86%)を上回るものとなるとのことです。公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、当社の少数株主の皆様の意思を重視したものであると考えているとのことです。

(注7)「本応募合意」の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」をご参照ください。

#### 4. 今後の見通し

本株式併合の実施に伴い、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」の「①上場廃止」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。

#### 5. 支配株主との取引等に関する事項

本日現在、公開買付者は当社の親会社に該当するため、本株式併合に係る取引は、支配株主との取引等に該当いたしません。

##### (1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、2025年12月22日に開示したコーポレートガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関等の助言を得るなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決

定することとし、少数株主の利益を害することのないように適切な対応を行うことを方針としております。

当社は、本公開買付けを含む本取引に関して、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じており、かかる対応は上記方針に適合しているものと判断しております。

#### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

#### (3) 本取引が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、特別委員会から入手した意見の概要

当社は、当社及び公開買付者から独立した本特別委員会から、2026年2月4日付で、本取引は、当社の少数株主にとって不利益なものでない旨を内容とする本答申書を取得しております。本答申書の詳細につきましては、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

なお、本答申書は、本株式併合を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式併合を行うに際しては、支配株主と利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

## II. 単元株式数の定めの廃止について

### 1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要がなくなるためです。

### 2. 廃止予定日

2026年6月3日(水)(予定)

### 3. 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案及び単元株式数の定めの廃止に係る定款一部変更に係る議案(詳細は下記「III. 定款の一部変更について」をご参照ください。)が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

## III. 定款の一部変更について

### 1. 定款変更の目的

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 8 株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 7 条（自己株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 2 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 8 条（単元株式数）、第 9 条（単元未満株式の買増請求）及び第 10 条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (4) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなるため、定時株主総会の議決権の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 13 条（基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。なお、当該変更の効力が発生した場合、2026 年 6 月に開催を予定している定時株主総会においては、当該定時株主総会の開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。
- (5) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 16 条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、本議案に係る定款の一部変更は、本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である 2026 年 6 月 3 日に効力を生ずるものとします。

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p><b>第6条（発行可能株式総数）</b><br/>           当社の発行可能株式総数は、<u>120,000,000株</u>とする。</p> <p><b>第7条（自己株式の取得）</b><br/> <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引により自己株式を取得することができる。</u></p> <p><b>第8条（単元株式数）</b><br/> <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p><b>第9条（単元未満株式の買増請求）</b><br/> <u>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数なる数の株式を売渡すことを当社に請求（以下「買増請求」という。）することができる。</u><br/> <u>ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときはこの限りではない。</u><br/> <u>2. 買増請求をすることのできる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p><b>第10条（単元未満株主の権利制限）</b><br/> <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u><br/> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。</u><br/> <u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利。</u><br/> <u>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利。</u><br/> <u>(4) 前条に規定する単元未満株式の買増し請求の権利。</u></p> <p>第11条～第12条（条文省略）</p> <p><b>第13条（基準日）</b></p> | <p><b>第6条（発行可能株式総数）</b><br/>           当社の発行可能株式総数は、<u>8株</u>とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第8条（現行どおり）</p> <p>(削除)</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p><u>当社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載、または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日に最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</u></p> <p>第14条～第15条（条文省略）</p> <p><b><u>第16条（電子提供措置等）</u></b></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第17条～第42条（条文省略）</p> | <p>第9条～第10条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>第11条～第36条（現行どおり）</p> |
|--|--|

3. 定款変更の日程

2026年6月3日（水）（予定）

4. 定款変更の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

以 上